

## 那珂川町人事評価制度再構築等支援業務委託仕様書

### 1 業務の名称

那珂川町人事評価制度再構築等支援業務委託

### 2 業務の目的

本業務は本町の人事評価制度の評価結果を適切に人事管理や人材育成、組織力の向上などに利用できる、透明性・公平性を備えた人事評価制度へ再構築するとともに、その運用に係る例規整備を支援することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 人事評価制度の確認及び再構築

現在運用している人事評価制度について、法律に即した評価結果の活用が行えるよう、制度の見直しに係る検討を行う。

制度の見直しについては、基本的な考え方にに基づき発注者との現地打ち合わせに加え、メール・電話等の中で行うこととする。

- ・ 打ち合わせ（全3回程度）
- ・ マニュアル及びシートの見直し、各種資料の提供等

#### 【基本的な考え方】

- ・ 職員が納得して実施できる人事評価制度であること。
- ・ 職種が異なる場合でも整合性のとれる人事評価であること。
- ・ 職員に分かりやすい人事評価制度であること。
- ・ 運用面において、職員に過度な負担とならないこと。

#### (2) 制度説明会の実施

再構築した人事評価制度について全職員に周知するための説明会（4時間程度を2回）を実施する。

※ 全職員想定、時間、コマ数等の詳細は発注者と調整の上決定する。

#### (3) 各種研修の実施

人事評価制度を適切に運用するため、人事評価の各段階における研修を実施する。

① 人事評価基礎研修（対象：全職員、4時間程度を2回）

② 評価者研修（対象：評価者、4時間程度を2回）

※ 研修会等の詳細（対象、時間、内容等）に関しては、発注者と調整の上、

決定する。

(4) 新たな人事評価の試行的実施

令和8年度下半期の人事評価（2月頃）を試行的に実施し、その結果を検証したうえで評価制度に反映すること。

(5) 人事評価制度再構築に伴う例規整備支援

① 人事評価制度再構築に伴い、職員の人事評価結果の活用に当たって例規整備の検討が必要な箇所を提示する。

② 上記について発注者の検討結果を踏まえ、一部改正案（以下「例規案」という。）及び新旧対照表を作成する。

※ 例規案及び新旧対照表の作成回数は、各例規につき1回までとする。

※ 例規案及び新旧対照表の字詰め、フォントサイズ、様式の掲載方法その他の仕様は、受託者の標準仕様による。

※ 納品後の発注者による方針・内容の変更に伴う例規案及び新旧対照表の再作成は、本支援に含まない。

※ 制定が発注者の任意となる新規制定案の作成は、本例規整備支援に含まない。

(6) 法律や制度などの動向に関する情報提供

人事分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本制度を再構築するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、必要に応じて情報提供すること。

(7) 人事施策に関する各種情報提供

人事施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本制度の再構築は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。国等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、必要に応じて公表内容の情報提供をすること。

(8) 人事施策に関する先進事例の提供

情報施策を検討する際の資料とするため、必要に応じて、目的・特色・関係条例名など先進事例の提供を行う。

## 5 成果品

(1) 関連資料電子データ一式（CD-R）

(2) 人事評価制度マニュアル

(3) 例規整備検討資料並びに例規案及び新旧対照表

(4) その他業務に関する書類

## 6 著作権

本業務に係る著作権及び使用権は、全て発注者に帰属するものとし、素材データもあわせて発注者が自由に二次利用できるものとする。

## 7 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合又は業務提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ発注者に提出し、承認を受けなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証、複数回更新を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定するものとする。